

南区区民提案型支援事業「みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金」交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「南区基本計画」(第2期)(以下「区基本計画」という。)の目標である南区の未来像の実現に向け、南区民が自主的・主体的に行う活動に係る経費を補助する南区区民提案型支援事業「みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金」(以下「補助金」という。)の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の交付対象は、南区の未来像の実現に向け、南区内で活動を行う団体、その他南区長(以下「区長」という。)が認めたもの(以下「対象団体等」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、対象団体等に含まないものとする。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関わる団体
- (2) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、若しくは支持し、又は反対することを目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員等と密接な関係にある団体
- (4) その他、補助金の交付を受けることが不相当であると認められる団体

(補助金の対象活動)

第3条 補助金は、第1条に定める趣旨に沿って行われるもので、次のいずれかに該当する活動に対して、交付する。

- (1) 南区の未来像の実現に寄与する新たな取組
- (2) 地域間・世代間の交流や地域の課題解決に向けた取組
- (3) 条例第9条の規定による申請の年度から遡って過去3年間に補助金の交付を受けた活動のうち、取組内容が目覚ましいもの又は他の地域団体、NPO法人、その他の任意団体等への活動へ広がり、南区のまちに更なる活力を与えることが期待できる取組

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動には補助金を交付しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する活動
- (2) 政治・宗教・営利を目的とした活動
- (3) 京都市から他の補助を受けている活動
- (4) 具体的な成果が不明瞭な活動
- (5) 次条に定めるところにより算出した補助金の交付対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)が50,000円未満の活動(第3条第1項第2号の規定に基づく場合を除く。)
- (6) 申請日の前に完了している事業
- (7) その他、京都市が行う取組と重複する場合など、区長が補助の対象として、

適当でないと認めた活動

- 3 補助金の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、対象団体等が行う活動に要する経費から次に掲げる経費を除いた額とする。ただし、南区長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 対象団体等の構成員に対する人件費・謝礼
- (2) 懇親や娯楽のための飲食費
- (3) 特定の個人や団体を対象にした給付経費
- (4) 補助対象事業に関連した通信費、光熱水費などの経常経費
- (5) 事務所等の維持管理費
- (6) 備品の購入費
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交付対象の経費として不適当と認められる経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は次に定めるところによる。

- (1) 第3条第1項第1号の規定に基づく場合は、補助対象経費から自己資金を除いた額の範囲内で、1事業当たり補助対象経費の2分の1又は1,000,000円のいずれか低い額を限度とする。
 - (2) 第3条第1項第2号の規定に基づく場合は、補助対象経費から自己資金を除いた額の範囲内で、1事業当たり補助対象経費の4分の3又は100,000円のいずれか低い額を限度とする。
 - (3) 第3条第1項第1号の規定により取組を継続して実施し、同項第3号の規定に基づく取組を実施する場合は、補助対象経費から自己資金を除いた額の範囲内で、1事業当たり補助対象経費の3分の1又は500,000円のいずれか低い額を限度とする。
 - (4) 第3条第1項第2号の規定により取組を継続して実施し、同項第3号の規定に基づく取組を実施する場合は、補助対象経費から自己資金を除いた額の範囲内で、1事業当たり補助対象経費の3分の1又は50,000円のいずれか低い額を限度とする。
- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 同一事業への補助は、第3条第1項第1号及び第2号の規定に基づく場合は3箇年度、同条第3号の規定に基づく場合は2箇年度を限度とし、年度ごとに選考を実施する。

(交付の申請)

第6条 条例第9条の規定による交付の申請は、区長が指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 規約、定款、構成員名簿その他の活動内容が分かるもの

- (2) みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (3) 事業計画書（第2号様式）
- (4) 収支予算書（第3号様式）
- (5) その他区長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 区長は前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付、交付額及び交付条件又は不交付を決定するものとする。

- 2 区長は前項の規定による決定をするときは、区長が別に指定する選考会議を開催し、意見を求めるものとする。
- 3 選考会議は区長から前項の意見を求められたときは、前条の規定により提出された書類に基づく評価を行い、その評価結果に基づく意見書を区長に提出するものとする。
- 4 区長は第1項の規定により、交付を決定したときは、「みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金」交付決定書（第4号様式）により、不交付を決定したときには、「みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金」不交付決定書（第5号様式）により、それぞれ当該団体に通知するものとする。

（変更等の承認の申請）

第8条 条例第11条第1項第1号及び第2号による補助事業等の内容若しくは経費の配分の変更又は中止に係る市長等の承認の申請は、事業変更承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

- 2 区長は前項の規定による申請があったときは、これを審査し、止むを得ないと認めるときはこれを承認し、「みなみ力で頑張る！区民応援事業補助金」事業変更承認通知書（第7号様式）により、交付決定団体に通知する。

（事業完了の報告）

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が終了した後、速やかに次の各号に掲げる書類により、行わなければならない。

- (1) 実績報告書（第8号様式）
- (2) 事業報告書（第9号様式）
- (3) 収支決算書（第10号様式）
- (4) 支出証明書類（第11号様式）
- (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10条 区長は、前条の規定による報告があった場合、区長はその内容を調査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付額決定通知書（第12号様式）により、交付決定団体に通知し、補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第11条 区長は、特に必要と認めるときは、交付予定額の4分の3を上限として概算払を行うことができる。

- 2 交付決定団体が、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（第13号様式）により、区長に提出しなければならない。

（交付の取消し等）

第12条 区長は、交付決定団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付額及び支援内容を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正の手段により補助金交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付目的以外に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

- (平成28年3月30日 一部改正)
- (平成29年3月31日 一部改正)
- (平成30年3月31日 一部改正)
- (平成31年3月31日 一部改正)
- (令和2年3月31日 一部改正)